

なぜ？「議会基本条例」を制定したのか

議会改革推進特別委員会で集中審議・検討

神石高原町議会基本条例の制定

提出者 寄定秀幸
賛成者 小川清治

議会として議員が従来の活動にとどまることなく、自己の資質向上を図りながら議会改革を推進し、公正で透明な開かれた議会を構築するため、議会運営の基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にするためこの条例を制定する。

反対討論

片山元八郎議員

議会は合併以来、数々の議会改革に取り組んできた。例えば、本会議における一問一答方式の導入。全議員による政策提言。委員長判断による特別委員会への傍聴許可などである。

8度にわたる「議会改革推進特別委員会」において、自問自答してきたが最後まで、『今、なぜ、わが町に条例が必要なのか』に対する確固たる回答が見いだせなかったため「議会基本条例」制定に反対する。

賛成討論

小川 清治議員

昨年12月定例会で「議会改革推進特別委員会」を設置以来、条例制定に向けて全議員で取り組んできたが、反対討論が出ることは誠に残念である。

この条例は、議会としてわれわれ議員が、従来の活動にとどまることなく、自己の資質向上をはかりながら議会改革を推し進め、公正で透明な開かれた議会を構築するため、議会運営の基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にするため定めるものである。

また、町村合併以来8年間の取組みや、議会運営での決定事項を明文化した議会運営の基本ルールであり、第25条議員政治倫理では、さらに別規程として、「神石高原町議会議員政治倫理規程」を設けている。

神石高原町議会議員の選挙を11月に控え、本条例を制定することで、議会の取組みや議会運営への理解が進むものと思う。

条例として残すことが、神石高原町議会の将来にとって必要不可欠であると確信し、賛成討論とする。

「より開かれた議会」のため議会運営の基本事項を規定

制定までの経緯

議会改革を推進するため平成23年12月定例会において、議員全員による「議会改革推進特別委員会」を設置。

これまで8回にわたる特別委員会において、9月定例会での条例制定を目標に、「神石高原町議会基本条例」素案を作成し、集中審議・検討した。

議会基本条例とは

「神石高原町議会基本条例」は、前文と第1章から第8章補則までの27条で構成。

【前文】

日本国憲法に基づく地方自治制度の二元代表制のもと、議会と町長は町民の意志を町政に的確に反映させるため、重要な意思決定と議決責任を持

つ役割を担っている。

地方分権時代を迎え、行政需要が増大し、議会の役割はますます重要になっていく。

議員は自己の資質向上を図りながら議会改革を推進し、公正で透明な開かれた議会を構築しなければならぬ。

そのため、議会運営の基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にするためこの条例を制定する。

条例の概要

第1章（総則）

議会の基本的在り方を定め、町民福祉と持続的豊かなまちづくりに寄与する事を目的。

議会運営における最高規範的位置づけとしての考え方と姿勢を示している。

第2章（議会、委員会並びに議長及び議員の活動原則）

議会、委員会の活動原則、議長及び議員の活動原則を明記し、議決責任を深く認識するとともに町民への説明責任があることを明記。

第3章（町民と議会との関係）

参考人制度や公聴会制度、住民懇談会や議会報告会など、町民参加や町民との連携を定めている。

請願や陳情を町民からの政策提言と位置づけ、意見聴取や現地調査の実施を明記。

第4章（議会と町長との関係）

本会議の質疑は一問一答方式で行うこと。

一般質問は、事前通告し、議長は町長等に答弁

国に意見書を提出しました

○地方財政の充実・強化を求める意見書

提出者 松本彰夫
賛成者 村上克朗

地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業費負担の見直しなど、根本的な対策を進めること。

○少人数学級の推進、義務教育費国費負担制度2分の1復元を求める意見書

提出者 松本彰夫
賛成者 木野山孝志

教育の機会均等などと教育水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国費負担割合を2分の1に復元すること。

○自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書

提出者 寄定秀幸
賛成者 小川清治

道路・橋梁等の社会資本施設の耐震化や維持補修及び架け替え、上下水道等の更新補修、及び防災拠点となる庁舎等の耐震化等による防災機能強化について、補助採択基準の緩和や補助率の引き上げなど、国庫補助制度の拡充、交付対象事業の範囲拡大等の財政支援を拡充することを強く求める。

主旨書の提出を求めることのできる事を規定。町長等は、質問・質疑の趣旨を確認するため、議員に対し質問ができることを規定。

度や公聴会制度を十分活用することを明記。

議員の政治倫理については、「神石高原町議会議員政治倫理規程」を別に定めた。

第5章（自由討議の拡大）

議員相互間のかつ達な討議によって多様な意見を出し合い、町民への説明責任を果たすことを規定。

議員は高い倫理観の保持が求められており、特定の利益を求め公共の利益を失うことがあってはならないことから、地方自治法の本旨に基づき議員の倫理的義務を規定した。

第6章（議会及び議会事務局の体制整備）

ケーブルテレビでの議会中継や議会広報誌など、多様な広報手段を活用し議会広報に努めることを規定。

第8章（補則）

この条例の目的が達成されているかを1年ごとに検討。必要ときに必要な見直しを行う。

第7章（議員定数、報酬及び政治倫理）

議員定数・議員報酬の改定は、幅広く町民の意見を聞くため、参考人制

平成24年10月1日から施行する。